

第5章 幼児期の教育・保育の提供体制

平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、市町村が実施主体として、幼児期の教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、「子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）」を策定の上、保育所・認定こども園・幼稚園などの整備を進めるほか、地域子ども・子育て支援事業などを実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

県は、市町村の取組に必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を越えた広域的な施策を講じるため、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「支援計画」という）を策定します。

ここでは、国の定める基本指針[※]を踏まえ、主に幼児期の教育・保育の提供体制を中心にまとめています。

※基本指針

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）」

1 県設定区域

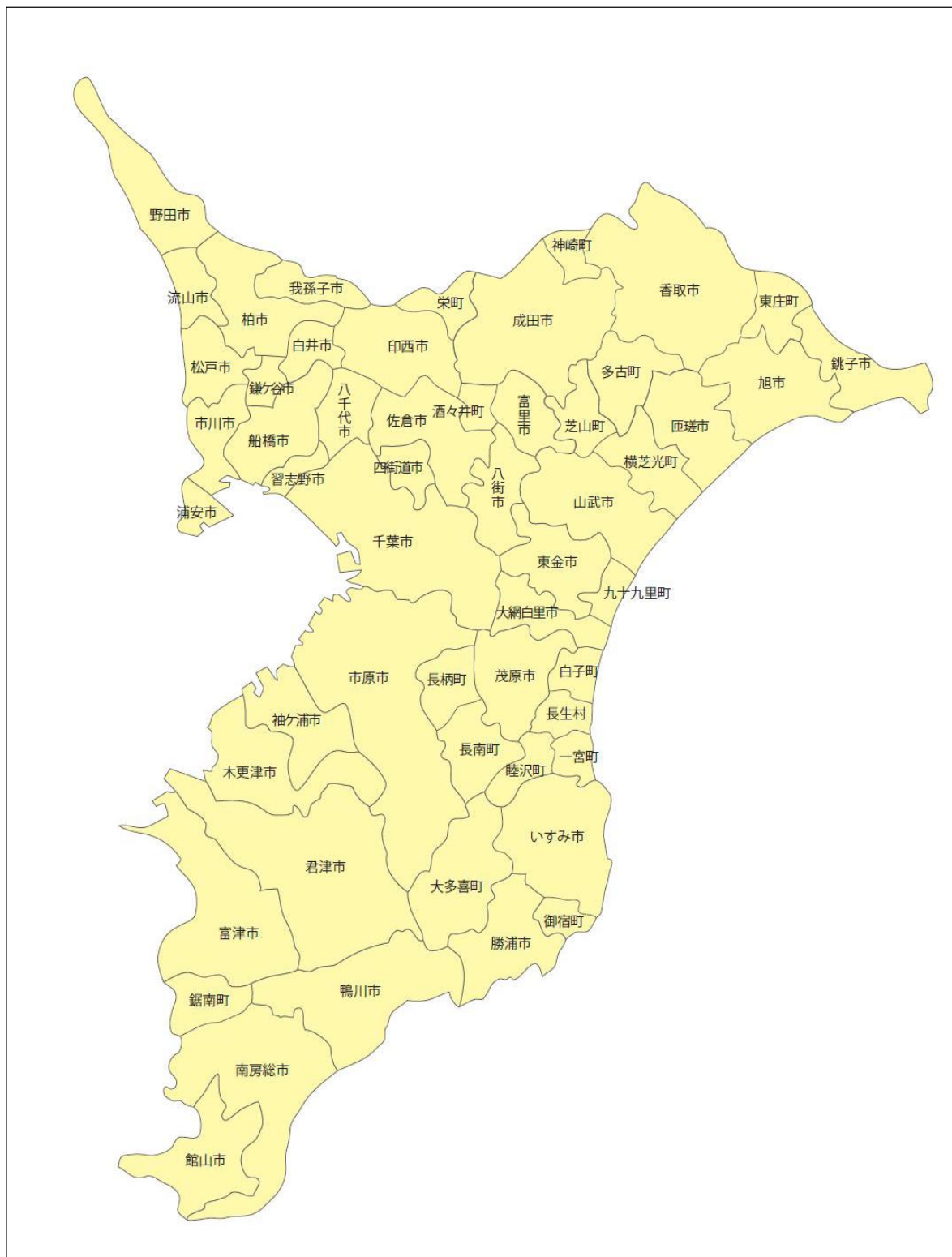
支援計画策定に際し、「幼児期の教育・保育の需要」と、それに対応する「教育・保育の提供内容や時期」を把握する際の単位（地域）となる「県設定区域」を定める必要があります。

県では、この「県設定区域」について、市町村の様々な地域の実情を計画内容に柔軟に反映できるよう、1市町村を1つの区域とし、県内で54区域を設定します。

なお、「県設定区域」は、教育・保育の需要や提供内容などを把握するための単位（地域）であり、「県設定区域」＝「市町村」を超えた教育・保育施設の利用が制限されるものではありません。

【県設定区域】

1市町村を1つの区域として、県内54区域を設定します。



2 教育・保育の提供体制の確保

「幼児期の教育・保育の需要」と、それに対応する「教育・保育の提供内容や時期」について、市町村計画の内容を反映の上、県設定区域ごとに「教育・保育の提供体制の確保に係る市町村（区域）別一覧」（作成中）のとおり定めます。

県全体では4ページ「県内総括表」のとおりですが、令和6年度末までに保育所等待機児童の解消を図り（令和7年4月1日時点で0）、その後も引き続き、需要の伸びに対応した供給の確保により、各年度当初待機児童数ゼロを目指します。

なお、幼児教育・保育の無償化の影響や、女性の就業率が高まる中で、地域の実情に応じて、保育を必要とする者の増加が見込まれることから、それに応じた提供体制を確保できるよう、見込量を定めています。

施設類型別の整備目標数と設置時期については、216ページに記載のとおりです。

【保育所等待機児童数】

各年4月1日現在（単位：人）

	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
県合計	83	0	0	0	0	0

【用語等について】

用 語	内 容
量の見込み	就学前子どものうち、教育・保育を必要とする又は希望する子どもの人数
確保方策	教育・保育を提供する保育所・認定こども園・幼稚園等の施設の定員数
1号認定	満3歳以上の子どもで、教育標準時間認定を受けた場合
2号認定	満3歳以上の子どもで、保育認定を受けた場合
3号認定	満3歳未満の子どもで、保育認定を受けた場合
特定教育・保育施設	認定こども園、保育所、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園
確認を受けない幼稚園	子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園（私学助成を受けている幼稚園）
特定地域型保育事業	小規模保育事業、家庭的保育事業、地域枠を設ける事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業
認可外保育施設	いわゆる認可外保育施設のうち、地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設

1 幼児期の教育・保育の需要及び教育・保育の提供内容や時期について

【県内総括表】

各年4月1日現在（単位：人）

教育・保育の量の見込み及び確保方策		R6	R7	R8	R9	R10	R11
就学前の子どもの教育・保育の量の見込み		185,347	180,554	178,633	177,275	176,149	175,994
教育保育等の確保方策		227,527	226,755	227,324	228,016	228,506	229,198
特定教育・保育施設		160,177	163,247	164,494	165,859	166,150	166,652
特定地域型保育事業		8,100	8,293	8,635	8,868	9,077	9,267
確認を受けない幼稚園		53,602	49,545	48,525	47,655	47,645	47,645
認可外保育施設		5,648	5,670	5,670	5,634	5,634	5,634
1号認定	（教育ニーズ）						
	量の見込み	54,887	51,490	49,275	47,206	45,320	44,561
	確保方策	85,549	82,671	81,721	80,944	80,503	80,504
	特定教育・保育施設	31,947	33,126	33,196	33,289	32,858	32,859
	確認を受けない幼稚園	53,602	49,545	48,525	47,655	47,645	47,645
	今後必要となる定員数 （「量の見込み」－「確保方策」）	-30,662	-31,181	-32,446	-33,738	-35,183	-35,943
2号認定	（保育ニーズ）						
	量の見込み（保育ニーズ）	73,638	72,545	72,020	71,793	71,822	72,219
	確保方策	81,972	83,172	83,719	84,404	84,780	85,057
	特定教育・保育施設	78,395	79,565	80,112	80,833	81,209	81,486
	認可外保育施設	3,577	3,607	3,607	3,571	3,571	3,571
	今後必要となる定員数 （「量の見込み」－「確保方策」）	-8,334	-10,627	-11,699	-12,611	-12,958	-12,838
3号認定	2歳児						
		量の見込み	25,980	25,020	25,124	25,729	26,100
		確保方策	25,841	26,140	26,600	26,950	27,346
		特定教育・保育施設	21,539	21,801	22,102	22,353	22,586
		特定地域型保育事業	3,460	3,513	3,672	3,771	3,934
		認可外保育施設	842	826	826	826	826
		今後必要となる定員数 （「量の見込み」－「確保方策」）	139	-1,120	-1,476	-1,221	-1,073
	1歳児						
		量の見込み	23,212	22,831	23,486	23,772	24,075
		確保方策	22,018	22,536	22,930	23,255	23,656
		特定教育・保育施設	18,038	18,437	18,680	18,907	19,046
		特定地域型保育事業	3,193	3,320	3,471	3,569	3,735
		認可外保育施設	787	779	779	779	779
		今後必要となる定員数 （「量の見込み」－「確保方策」）	1,194	295	556	517	596
	0歳児						
		量の見込み	7,630	8,668	8,728	8,775	8,832
		確保方策	12,147	12,236	12,354	12,463	12,571
		特定教育・保育施設	10,258	10,318	10,404	10,477	10,546
		特定地域型保育事業	1,447	1,460	1,492	1,528	1,598
		認可外保育施設	442	458	458	458	458
		今後必要となる定員数 （「量の見込み」－「確保方策」）	-4,517	-3,568	-3,626	-3,688	-3,739

○ 県内総括表は、市町村の数値を基に作成しておりますが、市町村によって集計方法や集計の時点が異なる場合があります、各市町村の計画数値と一致しないことがある。

2 施設種類別 整備目標数と設置時期について

教育・保育のか所数・定員数について（県総括一覧表）

（各年4月1日現在）

			令和6年4月1日	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
認可保育所	施設数		1,205か所	1,207か所	1,221か所	1,236か所	1,249か所	1,254か所
	定員数		106,569名	106,360名	107,105名	108,045名	108,789名	109,275名
認定こども園	4類型合計	総施設数	273か所	298か所	306か所	310か所	311か所	312か所
		総定員数	41,409名	44,885名	45,707名	46,282名	46,253名	46,269名
		2・3号定員数	22,123名	24,259名	24,700名	25,031名	25,006名	25,023名
		1号定員数	19,286名	20,626名	21,007名	21,251名	21,247名	21,246名
	幼保連携型	施設数	141か所	158か所	163か所	167か所	168か所	169か所
		総定員数	22,519名	24,980名	25,404名	25,888名	25,883名	25,901名
		2・3号定員数	15,098名	16,899名	17,184名	17,469名	17,460名	17,478名
		1号定員数	7,421名	8,081名	8,220名	8,419名	8,423名	8,423名
	保育所型	施設数	26か所	25か所	25か所	25か所	25か所	25か所
		総定員数	2,911名	2,771名	2,771名	2,771名	2,771名	2,771名
		2・3号定員数	2,604名	2,504名	2,504名	2,504名	2,504名	2,504名
		1号定員数	307名	267名	267名	267名	267名	267名
	幼稚園型	施設数	99か所	108か所	111か所	111か所	111か所	111か所
		総定員数	15,316名	16,471名	16,869名	16,960名	16,936名	16,934名
		2・3号定員数	4,117名	4,552名	4,708名	4,754名	4,738名	4,737名
		1号定員数	11,199名	11,919名	12,161名	12,206名	12,198名	12,197名
	地方裁量型	施設数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
		総定員数	663名	663名	663名	663名	663名	663名
		2・3号定員数	304名	304名	304名	304名	304名	304名
		1号定員数	359名	359名	359名	359名	359名	359名
特定地域型保育事業	4事業合計	総施設数	504か所	515か所	533か所	546か所	557か所	567か所
		総定員数	8,126名	8,320名	8,662名	8,895名	9,104名	9,294名
	小規模	施設数	450か所	459か所	477か所	490か所	501か所	511か所
		定員数	7,745名	7,908名	8,250名	8,483名	8,692名	8,882名
	家庭的	施設数	27か所	26か所	26か所	26か所	26か所	26か所
		定員数	114名	109名	109名	109名	109名	109名
	事業所内	施設数	25か所	28か所	28か所	28か所	28か所	28か所
		定員数	264名	300名	300名	300名	300名	300名
	居宅訪問型	施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		定員数	3名	3名	3名	3名	3名	3名
幼稚園	確認を受けた幼稚園	施設数	99か所	96か所	94か所	91か所	89か所	89か所
		定員数	11,829名	11,593名	11,273名	11,123名	10,699名	10,699名
	確認を受けない幼稚園	施設数	238か所	217か所	213か所	209か所	209か所	209か所
		定員数	54,214名	49,912名	48,892名	48,022名	48,012名	48,012名
認可外保育施設	施設数		176か所	174か所	174か所	175か所	172か所	175か所
	定員数		5,648名	5,670名	5,670名	5,634名	5,634名	5,634名

3 認可・認定に関する需給調整

(1) 基本的な考え方

保育所や認定こども園の設置について申請があった場合、基準を満たすときは、原則として保育所や認定こども園の認可や認定を行います。

ただし、申請のあった施設の所在する「県設定区域（市町村）」において、幼児期の教育や保育を提供する施設や事業の「利用定員の合計（供給）」が「必要利用定員総数（需要）」を上回る場合は、需給調整として、必要性の検討を行います。

※関係法令 児童福祉法第35条第8項、認定こども園法第3条第8項・第17条第6項

(2) 支援計画に含まれない施設

支援計画において予定されている施設の認可や認定前に、支援計画に含まれない施設から認可や認定の申請があった場合も、需給調整として、必要性の検討を行います。

検討に当たっては、国の定める基本指針^{※1}の考え方を踏まえるとともに、関係市町村の意見や、申請施設の所在する県設定区域における子どもの認定区分ごとの動向などを考慮します。

(3) 認定こども園に移行する幼稚園・保育所

幼稚園や保育所が認定こども園に移行する場合については、各県設定区域における「利用定員の合計」が「必要利用定員総数」に達した後も、設置申請が認可や認定についての基準を満たす場合は、原則として認可・認定を行う方向で検討します。

なお、認定こども園の認可・認定における定員設定に当たっては、地域ニーズの反映状況などについての市町村意見に配慮します。

(4) 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園

特定教育・保育施設に該当しない（「確認」^{※2}を受けない）幼稚園が存在する県設定区域については、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の合計を1号利用定員に加えた上で、需給調整の検討を行います。

※1 基本指針の内容（第三―四―2―（二）―（2）―イ）

子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、計画に定めのない教育・保育施設の認可又は認定の申請があったときは、知事は、一定の要件に該当するときは、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができる。この場合において、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、知事は、地域の実情に応じて、当該認可申請に係る教育・保育施設の認可を行うことが望ましい。

※2 「確認」制度とは、施設設置者の申請により、市町村長が子どもの認定区分ごとの利用定員を定めた上で、施設が給付費（委託費）の対象となることを「確認」する制度で、「確認」を受けた教育・保育施設が「特定教育・保育施設」となります。なお「確認」を受けない幼稚園は、給付費ではなく、一般的に私学助成等を受けることが見込まれています。